農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

糸魚川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、河川沿いに展開する中山間地域で、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うと共に、農地の生産基盤の維持管理や環境負荷の軽減に配慮した農法の普及を推進していく取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
糸魚川市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び 同項第3号に掲げる事業

- 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域
 - (1) 設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

(1) 推進体制の整備

市は、県及び農業団体等との連携のもと、実施を推進する事業の円滑かつ効果的な実施が図られるよう、農業者団体等に対し地域の実状を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備する。

(2) 法第3条第3項第2号に関すること

ア 対象農用地の基準

(ア) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のaの指定地域のうちbの要件を満たす農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。)内及び地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)第19条第1項に定める地域計画をいう。)の区域内に存

する農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

a 対象地域

特定農山村地域	糸魚川市全域
過疎地域	糸魚川市全域
振興山村地域	旧根知村、旧小滝村、旧上早川村、旧能生谷村、旧木浦
	村、旧歌外波村、旧市振村、旧上路村
指定棚田地域	旧磯部村、旧木浦村、旧能生谷村、旧下早川村、旧上早
	川村、旧西海村、旧大野村、旧根知村、旧上路村

b対象農用地

- (a) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑 15 度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (b) 自然条件により小区画・不整形な田
- (c) 棚田地域振興法第7条第1項の規定に基づき申請された指定棚田地域の 指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられ農用地であって、 急傾斜農用地及び急傾斜農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地
- (d) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、勾配が田 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度 未満の農用地とし、すべてを対象とする。

(3) 対象者

ア 対象者は、集落協定または個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者。

個別協定については認定農業者、認定新規就農者、これに準ずる者として市長が認定した者(地域計画に掲載された担い手など)を対象とする。

イ 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を 行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とす る。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有 者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

ウ 農業従事者一人当たりの所得が新潟県の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(4) その他必要な事項

- ア 現に自然災害を受けている農用地の取扱い 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第4の3に準ずる。
- イ 土地改良通年施行等の取扱い 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第4の5に準ずる。

促 進 計 画 区 域 図

